

ドイツ初期自由主義研究への視座

升 信夫

ドイツの自由主義というと、三月革命以降に漸く立ち上がり始めたという考え方がかつては支配的であつた。これを覆し、十九世紀前半の立憲主義運動にドイツ自由主義の端緒を見いだすべきであると唱えたのがL・ガルであつた。¹⁾ 例えばラスキの著作に典型的に示されたように、イギリスでの自由主義思想の歴史といえば、十七、十八世紀に大きな紙幅が割かれるのがこれまで常であつたことを考えると、このことはやや奇異に感じられる。ドイツでは、例えばピーパーズの『政治思想便覧』(全5巻)では、ホップズ、ロックの思想は社会契約学説の展開として捉えられ、またルソー、モンテスキューの思想はフランス革命前の思想として整理され、自由主義は、保守主義と並び十九世紀のものとして扱われている。²⁾ ドイツでの自由主義研究を検討してゆくと、アプローチの仕方の違いからイギリスでの像との違いが生じているように思われる。自由主義を、歴史的現象、或いは実践の形態として扱うのか、それとも、政治における理論、或いは価値意識として扱うのかによつて、アプローチの仕方は異なるが、ドイツでの自由主義研究では、前者として自由主義を扱う傾向が強い。人々の政治的意識として自由主義を扱う場合には、例えば絶対的権

力の抑制という側面がクローズアップされる。それに対して、歴史的対象として扱う場合には、自由主義は資本主義的生産関係が発展してゆく過程で生じるブルジョアワイドオロギー、或いは複雑な権利関係から構成される身分制社会が法的に平等化された個人からなる市民的社会に改編されてゆく過程でうまれる思想であるという認識が強くなるだろう。³⁾

例えば、寛容について、寛容思想の歴史に関心を寄せる場合と、制度としての寛容の歴史を問題とする場合とでは、扱う時代自体が異ならざるをえない。寛容をめぐる重要な思想は十六世紀に展開されているが、その制度化は、十八、十九世紀の課題であったからである。十八世紀の寛容についての研究は、歴史研究としては十分に成立するとしても、思想として新たに付け加えたものがないのであれば、純粹な思想の研究としての意義は見出しがたい。十八世紀寛容思想の思想的研究が成り立つとすれば、歴史的現実の中で、既に見出された諸価値を実現しようとする際に生じる諸問題に、思想的にいかに対処したかという視座にもとづくものとなり、それは歴史研究に傾斜した思想史研究となる。自由主義についても類似した言い方ができる。ラスキの自由主義研究を例に取れば、自由主義については、思想的には十七世紀からイギリスを中心として準備され、十八世紀には、例えば、契約学説、自然法思想、権力分立など、その道具立ては殆ど出そろったものと考えられている。そうであれば、純粹な思想史的研究としては、十八世紀から十九世紀にかけての自由主義思想研究は成立しにくいことになる。十九世紀の自由主義思想は、例えば法制度の整備など自由主義の実践的な制度化を課題とし、その過程で生じた新たな問題にいかに対処するかを軸に展開されたものと捉えられるようになる。そうした面からも十八世紀から十九世紀にかけてのドイツ自由主義の研究は、歴史に傾斜した思想史研究とならざるをえない。

とはいえ本家イギリスでの自由主義理解も、決して確固不変のものとはいえない状況が生じている。先に記したよ

うに、これまでイギリスでの自由主義の思想といえは、ホップズ、ロック、スミス等を繋ぎ、自然法思想の展開を重要な軸として語られてきた。それが、civic humanism 論の展開などを通じて、要といふべきロックの『市民政府論』を巡る神話の幾つかは確実に瓦解しているのである。タリーは、瓦解したとされる神話を八つ指摘しているが、その中には、『市民政府論』を「十八世紀英国の支配的な政治思考様式」と捉えたり、「自由主義の基本的テキストである」と捉えることが含まれている。⁹⁴ ポーコックなどによれば、十七、十八世紀のイギリスでの政治についての議論は、経済的利益に依る中央と、それを市民的徳に依拠しつつ批判する地方とを対立軸、或いはパラダイムとして展開した。それと関連して、その時代、既に市民社会が十分に成熟し、革命はブルジョワ革命であったという分析は、否定される。そうなれば、十七世紀の言説は階級対立を軸に理解することはできなくなり、ロックの『市民政府論』がすぐに聖別され、イギリス自由主義の流れが確立したというのは、事実を反するということになる。一連の研究では、十七、十八世紀のイギリス政治思想は、現代とは直接的な関係を持たない幾つかのパラダイムの相克として説明される。そして、思想の世界でも個々の具体的現実が生きられるのであり、個々具体的なものを今日まで繋ぐ物語がその時すでに存在していたのではないと捉えられるのである。こうして近代の思想史を自然法思想なり、自由主義思想なりが徐々に発展、展開してきた流れとして説明することは否定され、自由主義の歴史については、少なくとも二重革命以降、自由主義という言葉が実際の言説に登場して以降に、その展開を求めねばならないことになる。

こうした状況下で、ドイツの初期自由主義思想を研究対象とする目的や意義はどこにあるのだろうか。その意義については、少なくとも関連する二つの問題に答えることに見出すことができる。一つには、ドイツで自由主義と呼ばれているもの、自由主義と認識可能なもの、他国で自由主義と呼ばれているもの、それと認識可能なものとの間にはどのような関連性を認めることができるのかという問題がある。⁹⁵ そして、第二に、初期ドイツ自由主義を十九世紀以降

のものとするか、それとも十八世紀啓蒙後期にその起点を見出すかという問題である。これらに共通しているのは、思想的世界は相互に投げ交わされる具体的言葉の集積であると同時に、現在とは切断された具体的なパラダイムの相克の場であり、自由主義というものは論争の一方の極に対して与えるべき名称であり、ひいてはイギリス的自由主義、ドイツ的自由主義など個別的なものしか存在しないのか、それとも、投げ交わされる言葉の中から、イギリス、フランス、ドイツなどに共通する、ある純粋な自由主義についての伝統といったものが少しずつ醸成されるのか、という問題である。⁶⁾ 前者には、自由主義を階級イデオロギーと捉え、ブルジョワ階級により担われるものとする立場も、その一つのタイプとして含まれる。前者の立場に依拠するならば、歴史的展開の中であらわれるドイツ的自由主義の個性を、例えばイギリスの自由主義との差異、関連性を考慮することなく、他国の自由主義の形態と遮断された形で考察することが許されるようになる。他方、自由主義についてヨーロッパ的伝統を措定するならば、個々の思想家の思想はその時代のパラダイム、イシューに規定されて述べられているとしても、それらは相互に分断され、無関係なものではなく、繰り返される中で、どちらかの議論の極に属すのではない思想的伝統が蓄積され、継続してゆくと捉えることになる。二つの問題についてそれぞれ検討してゆく。

(一)

まず、自由主義について伝統的なものが存在すると措定しよう。自由主義についてのヨーロッパ的伝統は、近代に入り人々が家族内での行動とも、政治的行動とも一致しない活動を次第に強めてゆくことに端を発する。⁷⁾ そこから十八世紀末まで、三世紀に及ぶ過程を通じ、市民社会と国家との分離が進展し、そうした活動は市民社会での活動、

或いは経済的行動と理解されるようになる。自由主義的な伝統は、こうした過程を肯定的に捉えることを軸に展開する。ただし、市民社会と国家との遊離ということ自体、特にイギリスとドイツとでは、その歴史の様態とその時代の自己認識、そして現代での認識において錯綜した状況がある。また、市民社会と国家が分離する場合、国家は、暴力的側面を強調され、自由主義の呪詛の対象と捉えられ、さらにそこから政治の否定としての自由主義という像がもたらされる場合がある。国家と市民社会の分離過程は漸進的なものであり、平行して自由主義の伝統が形成されており、そのため分離が完遂した段階での自由主義の像を自由主義として普遍化することは誤解を招きやすい。そこでまず自由主義の土壌となるべき市民社会について確認しておく。

先ず歴史分析の用語としての *bürgerliche Gesellschaft* は、身分制社会 (*ständische Gesellschaft*) が変容して成立するものとされ、経済的利益の追求から生じる流動化や産業社会の進展などに伴い生じる西欧共通の状況として理解される。例えば、シュラーダーは、*bürgerliche Gesellschaft* は、十六世紀半ばから、身分制社会の中から三世紀をかけて形成されてくるものであると論じている。⁸⁾ ところで、近代の西欧では、国家の持つ空間的側面は理念的なものにとどまり、現実の国家は暴力機構としての性格が強く、空間としては機能していない。しかしかつての国家空間と類似する機能を果たす空間が、国家と市民社会の分離過程に平行して存在したのであり、その現実の政治的空間をよりの確に捉え説明する概念として公共圏 (*Öffentlichkeit*) という概念が提示されている。⁹⁾ この概念を用いるならば、近代の歴史は、暴力装置としての国家、人々の経済活動を軸に展開される *bürgerliche Gesellschaft*、そしてその市民社会に属す空間としての公共圏を構成要素として語られることになる。ヘーゲルは政治的空間としてのポリス的世界を国家に再生させようとしたが、マルクスを前提とする場合、素直にそれに従うことはできず、政治的な空間の实在を歴史過程に読みとるには、それを国家以外の別の地平に探し出さねばならない。市民的公共圏はそうした意義

をもって提示されている。また同時に、市民的公共圏の空間は、国家と市民社会の法制度化に先立ち生じる政治的活性化という意義を備えており、政治的な自由主義を検討する際には、重要な要素となる。

一方、同時代的な自己認識としての *bürgerliche Gesellschaft* は歴史分析の概念装置とは一致しない。この問題を扱う際に起点とすべきは、依然として M・リーデルの市民社会の概念史についての諸研究であろう。¹⁰⁾ そこでは、*bürgerliche Gesellschaft* は *societas civilis* のドイツ語訳であり、また *civil society* はその英語訳であり、当初それらは同じ意味で用いられていたが、十八世紀末に至ってはじめて *bürgerliche Gesellschaft* は、国家と対立される意味を持たされるようになり、ヘーゲルに至り *bürgerliche Gesellschaft* と *societas civilis* とは異なるものとして明確に基礎づけられたという基本的構図が示されている。この構図によれば、自律性をもつ状態として描かれたロックの自然状態も、ファアガソンの市民社会も、いずれも *societas civilis* の意味で用いられたのであり、国家と対立する意味での市民社会の自律性、或いは発展のモデルが示されているわけではないことになる。さらにイギリスでは、大陸法のように公法と私法が分化しないことから窺われるように、国家と市民社会の分化は截然としたものにはならない。確かに十八世紀末以降、イギリスでは社会と政府という対立項が示されるようになるが、これは国家と市民社会の対立と無前提に重なり合うものではない。¹¹⁾ イギリスの自由主義思想の展開において、市民社会が国家と概念的に峻別されず、*civil society* が *societas civilis* の意味、つまりは *political society* の意味で用いられたということからは、明示、或いは黙示の契約により設立される社会が、*political society* であり、政治を不可欠の構成要素として含むということが導かれる。人生の意義と深く関わるのが個人の内面であったり、私的領域であるとしても、政治社会の構成員であるということの意味は、政治に関わるということを必然的に含意し、構成員が私的領域に埋没することを論理的に許容しない。ここからは政治の否定としての自由主義は生まれようがない。例えばホッブズは、ルッ

カとコンスタンチノーブルを対比させながら、イタリア諸都市と較べて巨大な政治空間では、法が沈黙している部分で何をしても良いのであれば、政治に直接関わる術がなくとも、相当に自由な空間が広がると考えたが、その空間に名前を与え、それを根拠づけることができなかつた。人々が形成しているのは、あくまで *commonwealth* (*societas civilis*) と家族のみであり、法の決定に関わる道が閉ざされているならば、人々は自由であるとはなかなか認識されない。そうしたこともあって、ホップズの自由観念は、王権の伸張に抵抗する側では受け入れられなかつた。

こうしたことを前提として自由主義的伝統の展開をみてみよう。家族から相対的に自由度を増してゆく諸個人は、家族的支配の領域にはないという意味では、独立した個人として活動する。そうした諸活動は、個人に価値を置く意識によって、その持続性を基礎づけられるだろう。¹² こうした個人に対する価値付けは、市民社会の成長と相まって、人文主義、また英国革命期の諸思想を通じて深化し、自由主義的なものの伝統の不変の核をなすことになる。もちろん、自由主義的なものが全体を看過するわけではない。個人への価値付けはあくまで相対的なものであり、そこに単なる個人主義と自由主義の差異の一端がある。

こうして芽生えた伝統の重要な結節点の一つとしてロックの思想をあげることができる。なるほどロックの政治思想の多くが、レヴェラーズ等の運動の過程で提示されていたものであったり、ティレルやシドニーの著作に既に示されていたものであることは否定できない。¹³ しかし、政治権力の正当性を人々の同意に求めたこと、政治権力の任務を限定し、各自が人生において求めるべき価値を政治的領域に求めなかつたこと、人々の社会が権力抜きに自律的に存在する可能性を持つこと、人間の認識能力に限界を設けながら、絶対的な神の存在を信じて疑わなかつたことなど、自由主義の伝統の多くの要素をロックの思想に見いだすことができる。¹⁴

しばしば共和主義は積極的自由に対応させられ、自由主義は消極的自由に対応させられる。そうになると、共和主義

は政治的なものに対する積極性、自由主義は政治に対する消極性をもって特徴づけられることになる。実際、たとえばロックも、政治に関わることで人間として不可欠の道徳的価値が与えられるとは論じてはおらず、その点で共和主義的なものと自由主義的なものとの間に一線を画すことができる。¹⁵しかし、そこから政治の否定としての自由主義という構図を導くのであれば、それは極論というべきであろう。その理由の一つが先に指摘した政治社会についての観念である。

十八世紀半ば、自由が、君主政、共和政等の特定の政治体制と関わりなく成立することを明らかにしたのはモンテスキューであった。もちろん、モンテスキューの思想は多面的であり、その全てが自由主義的というのではなく、むしろ自由主義的な側面は必ずしも大きい部分を占めているわけではない。しかしそれでもモンテスキューは、政治制度の重要性を指摘することで自由主義の伝統に新たな歩みを付け加えたといつて良い。モンテスキューを自由主義者と呼ぶことはできなくとも、モンテスキューの思想に自由主義的なものがあることは誰も否定できない。イギリスを除けば多くの国家が絶対王政の支配のもとにあった時代において、その体制下でも自由を追求しようというモンテスキューの論理は、大きな影響を及ぼさずにはおかなかった。但し、絶対王政と自由を両立させるためには自由観念の変更をとまなわざるをえない。¹⁶この背景には、その変更を首肯させる社会構造上の変化が明確になりつつあったことを指摘できる。¹⁷

十八世紀から十九世紀にかけて、自由主義的伝統は、新たな展開を見せるが、それは市民社会と国家が分化してゆく過程での、空間としての国家の性格変化と関わっていた。そもそも古典古代の思想では、空間としての国家は、良き生活の実現の前提となるものであり、人間の道徳性と結びついていた。つまり、*societas civilis* という概念は、そうした「政治＝道徳」という概念構造と繋がっている。しかし、近代にいたり、国家が *societas civilis* と表象された

場合に、その「政治Ⅱ道徳」の構図まで必然的に伴ったとは必ずしもいえない。空間としての国家には二つの様態が存在したとみることができる。即ち、先ず国家の空間としての性格は領土的空間を主として意味し、政治的要素はその領土的空間の中に存在する権力機構を軸に理解する場合であり、他方で、古典古代以来の伝統に従い、徳の涵養の場と捉えられる国家空間である。

この空間として国家を捉える見方は、十八世紀から十九世紀にかけて変容を遂げる。先ずイギリスの場合は、*societas civilis* という構図が曖昧になり、例えばトマス・ペインに見られるように、統治機構が市民社会の外部に存在するという捉え方が生まれる。一方で、リーデルが詳述している、市民社会と国家の分離である。前者において、政府という意味での国家は、空間としての意味を剝奪されているが、後者の国家は、ヘーゲルに典型的に示されたように、そもそもその空間の意味を継続している。だがその後マルクスは、ヘーゲルの枠組みを継承しつつ、国家を階級支配の道具と弾劾し、国家から空間的意義を剝奪する。そこから市民社会と国家とを対立させる場合に、国家を暴力装置としての政府と同一のものとする構図が生まれる。市民社会と「国家Ⅱ政府Ⅱ権力」という構図である。この時、自由主義的な思惟が辿る方向は、権力観により決まる。

そこで自由主義の権力イメージを確認しておこう。既に別稿でも触れたが、自由主義の伝統では、権力は全面的な否定対象と捉えられたわけではない。¹⁸ 社会を形成し、集合された社会の力を使うという視座が、社会契約学説には一貫するが、その社会の力は秩序の維持のために国内的にのみ行使されるものではなく、対外的に用いられ、また国内的には生産活動にも用いられるものと想定されている。権力は絶対的な王権の暴力と常に等置されていたのではなく、それは国家の重商主義政策に対しての批判、つまり権力の具体的様態の中のある部分を批判したのであり、権力一般を全否定

したものではなかった。自由主義の伝統には、権力の抑制を説きつつ、権力の浸透を是認するという権力に対してのアンビヴァレントな態度が含まれるのである。例えば、市民社会の領域で活動する自由を、それが属す家族の家長に対して保護するには、権力がその家族内にまで及ぶ必要があるが、権力が家族の構成員に対しての教育方法の細部にわたり指示するならば、それは権力のあるべき姿を逸脱したものとして頑なな抵抗にあうことになる。自由主義は、ある形態での権力の浸透は積極的には是認するが、別の形態の浸透に対しては厳しく抵抗するのである。こうした権力に対しての両義的な態度は、やや遅れて近代化を果たさねばならない地域の自由主義を考察する場合には、必ず考慮に入れねばならない事項であるといつてよい。身分制社会の残滓を守るべく王権の抑制を説く場合、それは王権の抑制を説いているという点に着目して自由主義的と断定してよいのか、また王権に依拠して例えばツンフト規制を権力的に撤廃することは保守的なのか、それとも自由主義的であるのか、等が改めて問われねばならないのである。自由主義というと個人の自由を何よりも尊重する思想と一般には理解されている。¹⁹しかし、このように考えてくると、自由主義を単に個人の自由を保護する思想と措定することは、重要で不可欠の視点ではあるとしても十分ではないことがわかる。²⁰

市民社会と「国家∥政府∥権力」という構図、それと自由主義的思惟の権力に対してのアンビヴァレントな態度とが重なり合うと、国家(政府)と社会が分離してゆくととき、自由主義には理念的に大きく二つの方向性が開かれることになる。一つは市民社会に意義を見いだし、政治に背を向ける姿勢であり、もう一つは、国家を道具として積極的に利用する途である。十九世紀終盤、新ヘーゲル主義の影響下のイギリスで、国家的領域に積極的意義を見いだす新自由主義が生まれ、それはアメリカの意味でのリベラリズムにつながってゆき、十九世紀半ばのレッセフェールは二〇世紀終盤、アメリカの意味での保守主義、新自由主義に繋がるが、この両者は自由主義的思惟の権力に対してのアン

ビヴァレントな態度をそれぞれ映しだしているといつてよい。

このように検討してみると、十八世紀から十九世紀にかけての自由主義の生成と発展を跡づけるには、特定の政治体制の主張とそれらを結びついたり、論争のある極をそのままそれらのいづれかと捉えるのではなく、幾つかの視点を設定し、そこから自由主義的なものを剔り出してゆかねばならないことがわかる。自由主義的なものと、共和主義的なもの、保守主義的なもの等との違いを把握するための視点として、(一) 幸福の基準と政治的領域への意義付け、(二) 寛容に対する態度、(三) 歴史の展開への対応、をあげることができる。自由主義的なものは、政治に関わることが不可欠であるとしても、それは私的自由の保全手段として位置づけられるのであり、政治的領域に自由自体があるとか、万人がそこに人間として不可欠の価値を見いだすべきであるとは考えない。その点で、共和主義的なものとの重要な差異がある。このことはまた、自由主義的なものの必然性に対する態度とも関わっている。自由主義的なものは、人間の欲求であつたり、歴史的発展であつたり、人間の理性や意志の力では抗することができない必然性の力を容認し、政治的領域での活動がこの必然性を逃れるものとは考えない。この点からも、自由主義的なものは歴史の展開に対して大きな関心を寄せることになる。⁴¹ 但し、必然性の領域を認めるとしても、自由主義的なものは、寛容を不退転の誓とする。

(二)

第二にドイツ初期自由主義の起点問題である。R・ガルは、ヨーロッパの自由主義を、十八世紀末から十九世紀にかけての憲法運動と捉え、ドイツの自由主義もその一環として捉えることができる論じた。これに倣うように、ドイ

ツ初期自由主義というところ、おおよそ十九世紀の立憲主義思想を軸に理解され、ドイツ政治思想についての通史は、ドイツ初期自由主義の思想家として、ロテック、ヴェルツカー、モール、ダールマンなどを通例あげる。このことは一方では、かつてドイツの自由主義思想の起点が十九世紀半ば以降に置かれていたことへの批判、そして他方では、十八世紀後半の思想が、啓蒙思想として括られることと関係する。啓蒙思想は絶対王政のもとで展開し、その絶対王政と正面から対決する政治的姿勢を欠いていた。そのために、啓蒙思想は一般にイギリスの進んだ思想、制度を取り入れることを軸として成立したとしても、ドイツの場合、これを自由主義的と理解することは希となる。そして、十九世紀前半は、フランス革命とそれに引き続く戦乱の中で、ヨーロッパの政治意識が大きく転換した時期であり、さらに、市民社会と国家との分離が広く意識化されるようになる時代でもある。こうした様々な要素から、十九世紀前半に自由主義の開花が見いだされるのである。

ドイツにおいて十九世紀前半は、統一国家形成の様態、憲法の制定の是非などを巡る論争、闘争を軸としてパラダイムが形成される。このなかで法治国家論に結晶する立憲主義的思潮が自由主義的と認定され、「初期自由主義」法治国家(Rechtsstaat)論」という構図が生まれる。Rechtsstaat は、巨視的に見るのであれば、古典古代の「法による支配」に起源を見出すことができ、また英米法の「法の支配 (Rule of Law)」との共通性を指摘することもできる。しかし、狭い意味では、十九世紀以降のドイツに固有に見られるものであり、むしろ「法の支配」との違いを理解しなければならぬ。この法治国家という表現自体がいかに生じたのかについては明確に定まった見解はないとしても、ただこの言葉が生まれていない段階で、カントが哲学的基礎を提供し、その後、モールが明確な概念をその言葉に与えたという点では意見は一致している。E-Wベッケンフェルデは、この法治国家観念について、独自の統治形態ではなく、ある国家群であり、理性的な集合的意志に従い統治が行われる理性国家であったと規定しつつ、次のような特徴

を挙げている。²²⁾

一 国家は個々の構成員の幸福を実現するためのものであり、宗教など超感覚的なものは国家の管轄外に置かれる。

二 国家目的は法的保護機能に必然的に限定されるわけではなく、外的障害を除去するという意味でのポリツァイ的任務は、法治国家により正当化される国家目的に包摂される。(その意味でフンボルトは初期法治国家の代表にはならない)

三 理性法の諸原則に基づく国家組織。これには公民としての基本的諸権利の確認がまず含まれ、その諸権利には以下があげられる。人身の自由の保護、信教の自由、出版の自由、移転の自由、職業選択の自由、法の前の平等、財産の保障、さらには裁判官の独立性、立憲的統治。

この法治国家論は、それまでイギリスを中心に展開されてきた自由主義の理論と実践をドイツ的環境に適合すべく産み出されたものという側面を備えている。とはいえ、政治的権利の主張を不可分の要素としない点、理性法を根本規範とする点、経験論に基づく功利主義的論理が排除される点などで、逆に、ドイツ初期自由主義とイギリス自由主義との差異を際立たせる側面も同時に有していることも否定できない。「こうした憲法運動は、イギリスで理論的に形成された経済的自由主義については全く考えていなかった」²³⁾のであり、「国家権力から自由な経済的領域という観念は、ロテックなどの古い自由主義者の考えの埒外にあった」と一般に論じられている。²⁴⁾ また、この法治国家論は、四八年を前後して持続的に果たされた自由主義と保守主義の妥協の産物であり、十八世紀から十九世紀前半にかけて存在した、自由主義、民主主義、保守主義的思潮の間の微妙な関係の決算の形を示している。その意味では、この法治国家論は、ドイツ初期自由主義の到達点であった。

しかし、論争の一方の極を自由主義的とし、他方を自由主義的でないものとする必然性は乏しい。仮に、法治国家

論を初期自由主義の思潮と自体と等値するならば、十八世紀から十九世紀前半にかけて存在した自由主義的思潮の可能性を等閑視することになるのではないだろうか。例えば、初期自由主義の思想では経済的自由主義が看過されていたとされているが、レッセフェールの思想は、絶対王制下のフランスで開花したフィジokratの思想から産み出されたものであり、政治、経済的に進んだイギリスに固有のものではなかった。また、この思想は啓蒙思想の展開の中でドイツの思想世界にも受容されており、A・スミスの思想も当初はフィジokratの一人として紹介されたほどである。²⁴⁾ ドイツ初期自由主義がレッセフェールという言葉で表現できるモデルにそのまま同意しなかったとしても、経済的領域への関心がなかったとはいえず、また経済的自由主義をイギリス的な経済的自由主義に狭く限定する必然性は乏しい。

こうした状況下で、十八世紀の啓蒙期の後半に、ドイツの近代的政治意識の覚醒を見出そうとする研究が様々に提示されてきた。大きな枠組みとしては、啓蒙をブルジョワの解放の一環としてとらえる視点、十八世紀後半の新聞雑誌、読書サークルなどによる公共圏の形成に意義を見出す視点、啓蒙を政治化過程として理解する視点などが提示され、こうした視点にも触発されながら、個別研究がなされてきた。²⁵⁾ これと平行して、18世紀にドイツ初期自由主義の系譜を辿ろうとする動きも生まれた。ヴァリャヴェック、エプシュタインの研究がその典型である。²⁶⁾ ヴァリャヴェックは、フランス革命以前から自由主義、保守主義の思想的萌芽はドイツに見られたのであり、十九世紀のドイツ自由主義、保守主義は、フランス革命の影響を受けて成立した外来のものではなく、フランス革命以前に生まれたドイツ的環境から生じたものに由来すると論じた。自由主義、保守主義をめぐるとした観点は、ガルバーも指摘するように、すぐに受容されたわけではなかった。²⁷⁾ しかし、近年では、ベツヒャーは、十八世紀末の市民的公共圏の成立についての議論を受けつつ、その時代の政治思想に着目している。²⁸⁾ また、D・クリッペルは十八世紀の自然法

思想の展開に着目し、十八世紀後半の自然法思想では、絶対王政批判の観点が生じていることを主要な根拠として、十八世紀にドイツ初期自由主義思想の成立を見出そうとしている。²²⁾ これに加え U・ウィルヘルムは、さらに遡って初期自由主義の成立を論じている。²³⁾

十八世紀の啓蒙後期にドイツ初期自由主義の淵源を探ろうというこうした動向には強い異論がないわけではない。例えば、D・ランゲヴィーシユは、歴史の動きとしての自由主義が前面に生じるのは十九世紀であるとし、その根拠として、十八世紀の時代状況と産業化への進展が開始され、社会問題が生じてくる十九世紀の状況は大きく異なっていることを挙げている。²⁴⁾

ドイツの十八世紀後半の思潮にどれほど自由主義的な側面を見いだすことが可能であるのかを検討する場合、ゲッティンゲンでのイギリス政治思想の受容を検討することは重要な手がかりを与えてくれる筈である。ゲッティンゲンはハノーファー選帝侯国の学都であったが、一七一四年にハノーファー選帝侯ジョージがイギリス王位に就いて以来イギリス王家により統治されたことにも起因してハノーファー選帝侯国では、他のドイツ諸邦に較べ自由が容認されていた。そうしたこともあつてゲッティンゲン大学は国家学、法学、歴史学などで実績を積み、諸邦で高級官吏を目指す上層身分の子弟を数多く集めることになった。その中でシュレーツァーは注目し値する存在である。ゼレによれば、盛期ゲッティンゲン大学にあつて、シュレーツァーは中心的役割を果たしていた。²⁵⁾ シュレーツァーは、雑誌 *Staatsanzeigen* を刊行し、十八世紀末の市民的公共圏の形成に極めて重要な貢献をする一方、国家官僚の養成機関として重要な役割を果たしたゲッティンゲン大学で政治学を担当し、改革的官僚達の政治についての基礎認識を提供した。またリーデルも指摘するように、国家と市民社会の峻別を不十分とはいえはじめて示したのはシュレーツァーであった。

これら一連の事情もあつて、シュレーツァーをドイツ自由主義の祖とする研究は少なくない。既に今世紀はじめヴェルネイは、シュレーツァーはモンテスキューと同様にイギリス立憲主義の信奉者であり、それをドイツに広めようとしたのが彼のジャーナリストとしての最優先の課題であつたと論じ、「ドイツの自由主義とその理論的基礎はシュレーツァーとともに始まる」と指摘した。³³⁾ また、ヴァリャヴェツクは、シュレーツァーは後の時代の意味でリベラルであると断定することはできないし、貴族主義的な共和政に反感を持っている点では反自由主義的であり、また矛盾する点も少なくないとしながらも、「ドイツの自由主義の歴史と理論的基礎はシュレーツァーとともに始まったと考えてよい」と非常に高い評価を与えている。³⁴⁾ しかしシュレーツァーを好意的に理解する研究ばかりではない。ヘルマンは、シュレーツァーの国家理解は、議会的思考から生じたのではなく、君主的、絶対主義的な理解から生じるのであり、シュレーツァーが評価したのは絶対君主政であると論じている。³⁵⁾ ヘルマンによれば、イギリスの政治制度をドイツに紹介しようとした功績という点では、レーベルク、ブランデスの方を評価しなければならないのである。自由主義的思想であれば、諸自由権の主張を持つべきであることはいうまでもないとしても、諸自由権を主張するために権力の制限を説きさえすれば自由主義思想上に意味ある存在となるかどうかどうかも問題となろう。具体的状況によっては、個々の自由権は俄に同時的存在となるものではない。そうなれば、相互に優先順位を付けねばならないが、その際には、置かれた状況が歴史的にどのように位置づけられるか等が判断材料となるだろう。シュレーツァーにとり、歴史学、統計学などはその重責を担うべきものであつた。「シュレーツァーの最大の貢献は、ドイツにおいてはじめて歴史の法則的な展開を示したことにある」という評価も思い起こさねばならない。³⁶⁾ そして、シュレーツァーが Staatsanzeigen で果たしたことは、シュレーツァーをドイツ自由主義に重要な貢献をなした存在とするのに最も寄与するに違いない。近代化が遅れた地域にあつては、周囲の諸国に互してゆくためには強権的に古い社会関係を解消し

なければならぬ。そうした強権が専制に陥っていないかどうかを計る基準は、権力の分立等の法制度の実現程度より、権力に対しての政治的監視であり、またその社会に宗教、意見について寛容がどれだけ実現されているかである。Staatsanzeigen は、当時の多くの為政者が警戒の眼差しを向けた定期刊行物であり、またその記事の少なからぬ部分が諸邦での寛容令に割かれていた。

シュレーツァーとの関連対照性を考察すべき存在として、一世代後にゲッティンゲンで活躍したレーベルク、ブランドス等をあげることができる。レーベルク、ブランドスなどは身分制国家秩序の支配階層に属していたこと、パークの思想の影響を強く受けフランス革命に批判的であったことを主要な理由として、保守主義者と整理されている。しかし、ミュラー、ハラールなどの保守主義とは明らかにその思想を異にしている。確かに、具体的な思想内容を検討すれば良いのであって、それを改革的保守主義と名付けるか初期自由主義と名付けるかは単なる表面的な名称の問題にすぎない。しかし、あらかじめ保守主義という呼称を与え、自由主義的思潮の動向から排除するのであれば、自由主義と保守主義との微妙な関連性を明らかにすることは難しくなるばかりでなく、自由主義的思潮と民主主義的思潮との関係を考察する障害ともなる。彼らの思想を検討する際には、啓蒙思想と自由主義思想との異同、自由主義的思潮と、民主主義的思潮、保守主義的思潮との相対的關係が問われねばならない。その際、先に示した三つの視座が重要な判断基準を提供してくれるはずである。

【注】

(一) Hartwig Brandt, Zu einigen Liberalismusedeutungen der siebziger und achtziger Jahre, in: *Geschichte und Gesellschaft* 17, 1991 また P.ノルテは次のようにガルの研究の意義を整理している。「ドイツの自由主義は、前革命

的な前産業化の世界で基礎が形成され、そのため社会的に保守的な要素が自由主義の社会的、政治的目的概念を特徴づけることになった。それは職業身分的に組織された市民社会であり、中産階級による無階級の市民社会であった。しかし、そうした観念は、市民的階級社会の現実がその保守的なユートピアと矛盾した段階で深い危機に陥ることになる。」(P. Nolte, *Bürgerideal, Gemeinde und Republik*, 〈Klassischer Republikanismus〉 im frühen deutschen Liberalismus, in: *HZ*, bd.254, 1992, S.613.)

(2) Iring Fetscher, Herfried Münkler (Hg.), *Pipers Handbuch der Politischen Ideen*.

(3) 自由主義を典型的なブルジョワイデオロギーと理解するならば、ドイツの場合、ブルジョワ革命と位置づけられる三月革命前後に自由主義的思想が展開されると論じられることになる。19世紀前半にドイツ初期自由主義を跡づけようとするガルも、そうした前提を共有している。(例えば、Lothar Gall, *Von der ständischen zur bürgerlichen Gesellschaft*, München, 1993.) このことは、ドイツでは政治思想がどのような環境で研究されているかという社会学的問題とも関連する。ドイツの場合、政治思想の研究は、歴史学の分野からの研究と法学(国家学)からの研究という要素が強く、独自のディシプリンとしての政治思想は、英米などに較べると十分には確立していない。勿論、その一方で、カントをドイツ自由主義の起点に据えるという視座も古くからある。カントは個人人格を強調する点において自由主義的伝統に多大な貢献を果たしたが、その法論等においては古い社会関係をとどめている。そうした点で、カントの思想を自由主義に位置づけるか否かは、アプローチの差異、着眼点の差異を象徴的に示すことになる。

古い権利関係を温存し、それに依拠しながら絶対的権力の抑制を説く思想は、権力の抑制という一点をもって自由主義的といえるのか、また逆に、絶対的な権力を道具として、古い権利関係を一掃し、新たな社会の建設を図る思想を自由主義的と捉えることができるのか、自由主義的か否かの判断が思想家の思想全体に対してのみ向けられるのであれば、この問題に説得力ある解答を出すことはできない。

(4) James Tully, *Placing the Two Treatises*, in: Nicholas Phillipson (ed.), *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge, 1993, p.253.

(5) 産業の発展の程度、国家形成の進展度などにより自由主義、保守主義、民主主義思想の形成と展開は異なってくる。例えば、産業化の発展以前から自由化が進展しながら参加は十分に達成されていなかったイギリスでは、19世紀前半は、参加が政治課題となり、この闘争では例えば哲学的急進主義にみられるように自由主義的なものと民主主義的なものは融和的に存在しうるものであった。しかし、近代国家の形成が遅れたドイツでは、19世紀前半、自由主義と民主主義は緊張関係を持つものとなる。(Uwe Backes, *Liberalismus und Demokratie—Autonomie und Synthese*, Düsseldorf, 2000) その際、イギリスを標準とするのであれば、これまで様々に論じられてきたように、ドイツを始めとする他国は、特殊ケース (Besonderer Weg) となる。しかし、世界の多数の国家が辿らねばならない道を「特殊」と呼ぶことには違和感を感じざるをえない。

(6) バラッタは次のように述べ、自由主義についてのある純粹な伝統があるという理解を示している。「カント、初期フィヒテ、フンボルト等のドイツ啓蒙の政治思想は、十九世紀後半のドイツの法学者、イデオログの思想よりも、純粹なヨーロッパの自由主義的伝統 (die reinen liberalen europäischen Tradition) と密接に結びついている」(Alessandro Baratta, *Philosophie und Strafrecht*, Köln, 1985, S.217.)

(7) ギリシアのポリスから中世イタリアの都市に至るまで、国家は都市国家の形態をとってきた。堅牢な城壁により囲まれ、さらに中に軍事的要塞を備える限られた空間が国家であった。そうした状況にあつては、人間が作り出す空間が、アリストテレス以来の伝統に従い、家族と国家のみであったことは必然的であった。また、マキャベリが都市よりも広い空間に対して *stato* と呼んだのは、都市国家より広い領域支配に対する概念を持たなかったことを物語っているのではないだろうか。アルプス以北では、農耕に基づく封建制が展開し、イタリアのような都市は存在しない。狭い領域支配を基礎単位として秩序が形成され、村落、領域支配、都市、等族国家、帝国と、幾重にも曖昧に空間が存在する状態にあった。そこでそれらの空間を語る言葉は、イタリアと同様、伝統的な *societas civilis* が一律に用いられる。十八世紀以降、等族国家は権力を集中し、近代国家へと展開する一方で、そうした国家でも、また家族とも異なる空間が現れる。この空間に対して「社会」とか「bürgerliche Gesellschaft」と国家とは区別した名称が与えられるのは、十八世紀末以降のこと

である。

- (8) Fred E. Schrader, *Die Formierung der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt, 1996.
- (9) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt, 1990.
- (10) Manfred Riedel, *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Frankfurt, 1969. Gesellschaft, bürgerliche, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*.
- (11) J・キーンは国家と社会の分離はイギリスで最初に認識されたと論じ、その嚆矢としてトマス・ペインをあげている。John Keane, *Despotismus und Demokratie — Über die Unterscheidung zwischen bürgerlicher Gesellschaft und Staat 1750-1850*, in: Jürgen Kocka (Hg.), *Bürger und Bürgerliche Gesellschaft im 19. Jh.*, Göttingen, 1988.
- 市民社会と国家の分離についてはイギリスでの理解とドイツでの理解は一致していないように見受けられる。例えば、ヘーゲルのな枠を当然の前提とし、国家と市民社会の区別がない思想を成熟していないものと扱うのは正当ではないと論じられたり、また社会と政府の対立と、市民社会と国家の対立とが等しいものと扱われたりする場合がある。Fania Oz-Salzberger, *Translating the Enlightenment, Scottish Civic Discourse in Eighteenth-Century Germany*, Oxford, 1995.
- (12) 家族的支配領域から諸個人が解放され、法の前に自由で平等な諸個人が市民社会を形成するようになるのは、十八世紀から十九世紀にかけてであった。例えばホッブズ、ロックにおいても完全な意味で自由で平等な諸個人から政治社会が形成されているわけではない。(村上淳「近代法の形成」一九七九年) 但し、政治的意識と法制度は足並みをそろえるわけではなく、例えばパーソンズのモデルにもあるように、法制度は社会秩序を保つべく最も守旧的様態を保持する。本稿は政治的価値意識を対象とする。
- (13) David Wootton, *John Locke Political Writings*, introduction, 1993.
- (14) 自由主義は理性に狭い領域しか与えていないとしても、そのために人間的真理について懐疑主義に陥ったわけではない。確かにイギリスの自由主義の根底に置かれるノミナリズム的発想は、懐疑的批判精神をともなう。しかし、自由主義

的とされる思想家の多くは、論理的徹底性を疑われながらも、真理に対する憧憬を見失わなかった。神から自然に真理の対象を移行させながら、おぼろげながら彼方に真理の岸があることを信じる姿勢に、自由主義的な精神の一つの特徴を見いだすことができる。

(15) CH. ウィルツプスキーによれば、古典的な共和主義の自由観念は積極的自由の観念ではなかった。(CH. Wirszubski, *Libertas, as a political idea at Rome during the late republic and early principate*, Cambridge, 1968.) P. P. ティットは、CH. ウィルツプスキーなどに依りながら、共和主義の自由観念は「自由主義の自由観念とは異なるタイプの消極的自由であると論じている」。(Philip Pettit, *Republicanism—A Theory of Freedom and Government*, Oxford, 1997.)

(16) モンテスキューは、『法の精神』において「自由とは法律の許す全てをなす権利である」(十一編三章)と論じている。ホッブズは、自由について、「行うことを妨げられないこと」(『リヴァイアサン』二二章)と論じ、かつコモンウェルスの自由と個人(臣民)の自由を区別し、個人の自由が政治体制に関わりのないことを指摘した。これに対してロックは、ホッブズを批判し、自由とは法に従うことであると述べている。ロックの自由観念に依れば自由と政治体制とは関連を持たざるを得ない。モンテスキューは、ホッブズの自由観念に依ること、政治体制によらずに自由が成立しうることを説くことができた。

(17) ロックは、自然法に従い生きることを自由と説いた。その点でロックの自由は共和主義的な自由と重なり合う部分を持つ。但し、ロックにおいて政治社会はあくまで所有権の維持を目的としており、個人の生の充実を実現できるものではなかった。内面、或いは私的領域で自然法に従うことの意義と、政治領域で法に従うことの意義は一元的ではない。十八世紀大陸では、モンテスキューに典型的に示されたように、権力の相互抑制など機構的な工夫をしながら、ホッブズ的な自由を享受するという視座が確立してゆく。それは市民社会的な領域の拡充と表裏一体の関係にあったといつてよい。

(18) 拙稿 「自由主義をめぐる一考察」『桐蔭法学』第六巻第二号、平成十二年。

(19) 「すべての自由主義者は、個人の自由、それと関連して個人の選択の自由が何よりも大事であるという点で一致し、こ

れにより、例えば、社会主義、ナショナリズムと自由主義は異なる。」(Razeeen Sally, *Classical Liberalism and International Economic Order*, New York, 1998, p.16.)

(20) 自由主義であっても、個人の自由に置く価値は、相対的なものとなるのが一般的であり、常に絶対的な価値が置かれるとは限らない。かつて J.S. ミルについて、自由に手段的価値しか与えていないという批判があった。(Maurice Cowling, *Mill and Liberalism*, Cambridge, 1963.) 自由に絶対的な価値を置かねば自由主義者とは認定されないならば、自由主義者は殆どいなくなってしまうだろう。

(21) 啓蒙思想、或いは自由主義が、慣習、伝統に依拠した旧体制に対して、抽象的、普遍的な原理を武器として戦いを挑んだことは確かである。そうした観点からは、啓蒙思想、自由主義は、歴史意識とは調和しないことが予測される。しかし、啓蒙思想の代表的存在であるヴォルテールの主要著作の一つに『ルイ十四世の世紀』があることを思えば、そうした観念が適切ではないことがすぐに判明する。啓蒙の十八世紀は既に歴史に大きな関心を寄せた時代であった。とはいえ、保守主義的思想も歴史に依拠して啓蒙思想、自由主義的思想を批判する。自由主義的なものと保守主義的なものは歴史観自体の差異もあつたながら、他の要素によつてその差異を見極めなければならぬ。

(22) Ernst-Wolfgang Böckenförde, *Entstehung und Wandel des Rechtsstaatsbegriffs*, in ders., *Recht, Staat, Freiheit*, S.145.

(23) Dieter Geseener, *Zur Genesis der Bürgerlich Gesellschaft in Deutschland*, in: *Neue Politische Literatur* 26, 1981, S.282.)

(24) 18世紀フイシオクラットのヘンリックの影響について v. D, G, Klippel, *Der Einfluss der Physiokraten auf die Entwicklung der Liberalen Politischen Theorie in Deutschland*, in: *Der Staat* 24, 1982. Klaus Gerteis, *Physiokratismus und aufgeklärte Reformpolitik*, in: *Aufklärung* 2, 1987. Ulrich von Muhack, *Physiokratie und Absolutismus in Frankreich und Deutschland*, in: *Zeitschrift für historische Forschung*, 1982.

(25) Hans Erich Bödeker (Hg.), *Aufklärung als Politisierung—Politisierung der Aufklärung*, Hamburg, 1987. Jür-

- gen Schlumbohm, *Freiheitsbegriff und Emanzipationsprozess*, Göttingen, 1973. Jürgen Schlumbohm, *Freiheit — Die Anfänge der bürgerlichen Emanzipationsbewegung in Deutschland im Spiegel ihres Leitwortes*, Düsseldorf, 1975.
- (29) Fritz Valjavec, *Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland 1770-1815*, München, 1951. Klaus Epstein, *The Genesis of German Conservatism*, Princeton, 1966. 但し、カールスルーヒ二十世紀前半の歴史を「リベラリズム」の自由主義の始祖と扱って、その歴史を全く新しい視座を提供したとせざるを得ない。(Arnold Berney, *August Ludwig von Schlözers Staatsauffassung*, Berlin, 1925.)
- (27) Jörn Garber, *Politische Spätaufklärung und vorromantischer Frühkonservatismus*, in ders., *Spätabolutismus und bürgerliche Gesellschaft*, Frankfurt, 1992.
- (28) Ursula A.J. Becher, *Politische Gesellschaft — Studien zur Genese bürgerlicher Öffentlichkeit*, Göttingen, 1978.
- (23) Diethelm Klippel, *Naturrecht als politische Theorie — Zur politischen Bedeutung des deutschen Naturrechts im 18. Und 19. Jh.*, 1987. Politische Theorien in Deutschland des 18. Jh., in: *Aufklärung* 2, 1987. *Politische Freiheit und Freiheitsrechte in deutschen Naturrecht des 18. Jh.*, 1976. 46-50°
- (26) Wilhelm, Uwe, *Der deutsche Frühliberalismus von den Anfängen bis 1789*, Frankfurt, 1995.
- (15) Langewiesche, *Spätaufklärung und Frühliberalismus*, in: Müller, Eberhard (hg.), — *aus der anmutigen Gelehrsamkeit, Tübinger Studien zum 18. Jh.*, Tübingen, 1988.
- 十九世紀では世俗化の過程は決定的となっており、世俗化の過程で生じる諸問題に対応せねばならなかったのは、十八世紀である。そうした観点から考えるのであれば、対応しなければならぬ問題、環境を理由として、自由主義を十九世紀的なものに限定する必然性は乏しい。これらはいずれも、自由主義とは何か、或いは古典的な自由主義とは何か、という問題に先ず答えることにより、その解明の糸口が見出される問題ではない。
- (22) Götz von Selle, *Die Gerorg = August = Universität zu Göttingen 1737-1937*, Göttingen, 1937.

(33) Arnold Berney, S.57.

フルストもモンテスキューはシュレーツァーの思想に決定的な影響を及ぼし、シュレーツァーの全著作の基礎に置かれたと論じている。(Friederike Fürst, *August Ludwig von Schlözer*, Heiderberg, 1928, S21.)

(34) Fritz Valjavec, S.102

(35) Christian Hermann, *Deutscher Ständestaat und englischer Parlamentarismus am Ende des 18.Jh.*, München, 1939, S.108

(36) G. Schilfert, *Schlözer als Historiker des Fortschritts*, in: E. Winter (hg.), *Lomonosov, Schlözer, Pallas*, Berlin, 1962, S.118. ヘルダーは、シュレーツァーの普遍的あり方を厳しく批判するが、両者の歴史に対する姿勢は、ドイツにおける自由主義的なものを捉える重要な手がかりとなるに違いない。

筆者は、桐蔭横浜大学とチュービンゲン大学との間で交わされた学術交流協定に基づき、平成十二年九月より平成十三年三月までチュービンゲン大学での在外研究の機会を与えられた。本稿はその成果の一部として作成されている。

(ます のぶお・本学法学部助教授)